

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和5年10月 1日 至 令和6年 9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団きとう小児科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 山口県下関市川中豊町1丁目2番10号

(3) 設立認可年月日 平成15年 8月 1日

(4) 設立登記年月日 平成15年 8月22日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	きとう小児科	3510116167 /	山口県下関市川中豊町 1丁目2番10号	無床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
なし		

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5年11月20日 令和4年度決算の決定

令和 6年 9月28日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 社団きとう小児科
所在地 山口県下関市川中豊町 1 - 2 - 1 0

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 6年 9月30日現在)

1. 資 産 額 59,770 千円 /
2. 負 債 額 10,863 千円 /
3. 純 資 産 額 48,906 千円 /

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	52,609
B 固 定 資 産	7,161
C 資 産 合 計 (A + B)	59,770
D 負 債 合 計	10,863
E 純 資 産 (C - D)	48,906

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 社団きとう小児科
所在地 山口県下関市川中豊町 1 - 2 - 1 0

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 6年 9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	52,609	I 流 動 負 債	10,863
II 固 定 資 産	7,161	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	5,631	負 債 合 計	10,863
2 無 形 固 定 資 産	1,307	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	221	科 目	金 額
		I 出 資 金	20,000
		II 積 立 金	28,906
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	48,906
資 産 合 計	59,770	負債・純資産合計	59,770

法人名 医療法人 社団きとう小児科
所在地 山口県下関市川中豊町 1－2－10

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 5年10月 1日 至 令和 6年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本来業務事業損益	
1 事 業 収 益	98,755
2 事 業 費 用	91,432
本来業務事業利益	7,323
B 附帯業務事業損益	
1 事 業 収 益	0
2 事 業 費 用	0
附帯業務事業利益	0
事 業 利 益	7,323
II 事業外収益	227
III 事業外費用	0
経 常 利 益	7,551
IV 特 別 利 益	0
V 特 別 損 失	0
税 引 前 当 期 純 利 益	7,551
法 人 税 等	1,504
当 期 純 利 益	6,046

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団きとう小児科
理事長 木 藤 信 之 殿

私は、医療法人社団きとう小児科の令和5会計年度（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年11月15日

医療法人社団きとう小児科

監事 金田 興基